

泉通 6 丁目地区近隣住環境計画

(うるおいのある路地づくりタイプ)

位置：灘区泉通 6 丁目の一部

決定年月日：平成 12 年 1 月 17 日

用途地域等：第 1 種住居地域、第 5 種高度地区、準防火地域

住環境等の目標

当区域は、概ね 100m×50m 程度の区画道路に囲まれた整形な街区にあり、計画路地への進入は段差があるため、通過交通もなく、また、花壇等により一定のうるおいが保たれてきた区域である。

本計画は、これまでの生活を継承するとともに、より魅力ある路地・まちづくりを行うため、下記の事項を目標とする。

1. 災害に強く、また、お年寄りや子供たちにも安心して住むことのできるまち
2. 快適な緑豊かな明るいまちなみ
3. 自動車通行を排除した静けさとうるおいのある空間

道路の整備方針

建築基準法第 42 条第 2 項の道路として、道路の中心から 2m までの範囲には建築物並びに、これらに附属する門、塀、擁壁等は築造せず、路地空間として 4m の幅員を確保する。また、交通、安全、防火、衛生上の機能を確保するとともに、植栽等により、うるおいのある路地づくりを推進する。

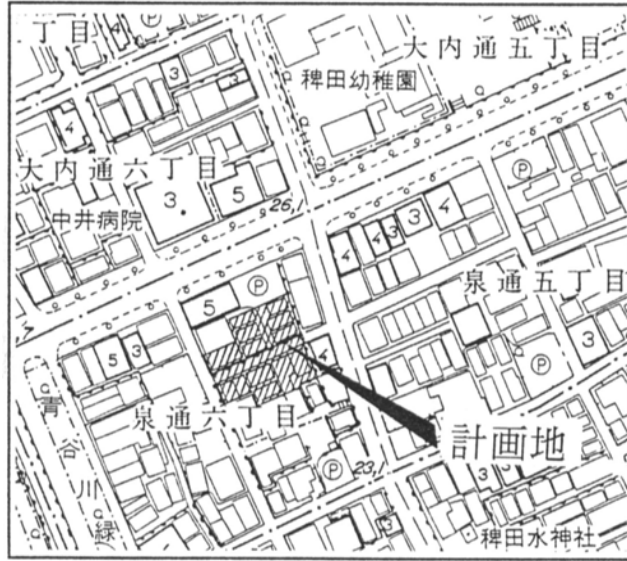
道路の整備計画

1. 路地空間には可燃物を設置しない。
2. 道路の中心から 1.25m までの範囲は路面として整備する。
3. 道路の中心より 1.25m をこえて 2m までの範囲はうるおい空間として次の整備を行う。
但し、公道との境界から 2m までの範囲は、見通しを確保する為、路面として一体に整備を行う。
 - ・住環境形成や利便性確保のため、オープンスペースを確保する。
 - ・緊急時の車両通行や歩行者避難等の障害となるものは設けない。(設置できる花壇の高さは概ね 20 cm 程度までとする。)
 - ・うるおいのある、コミュニティを育む空間づくりや美化に努める。

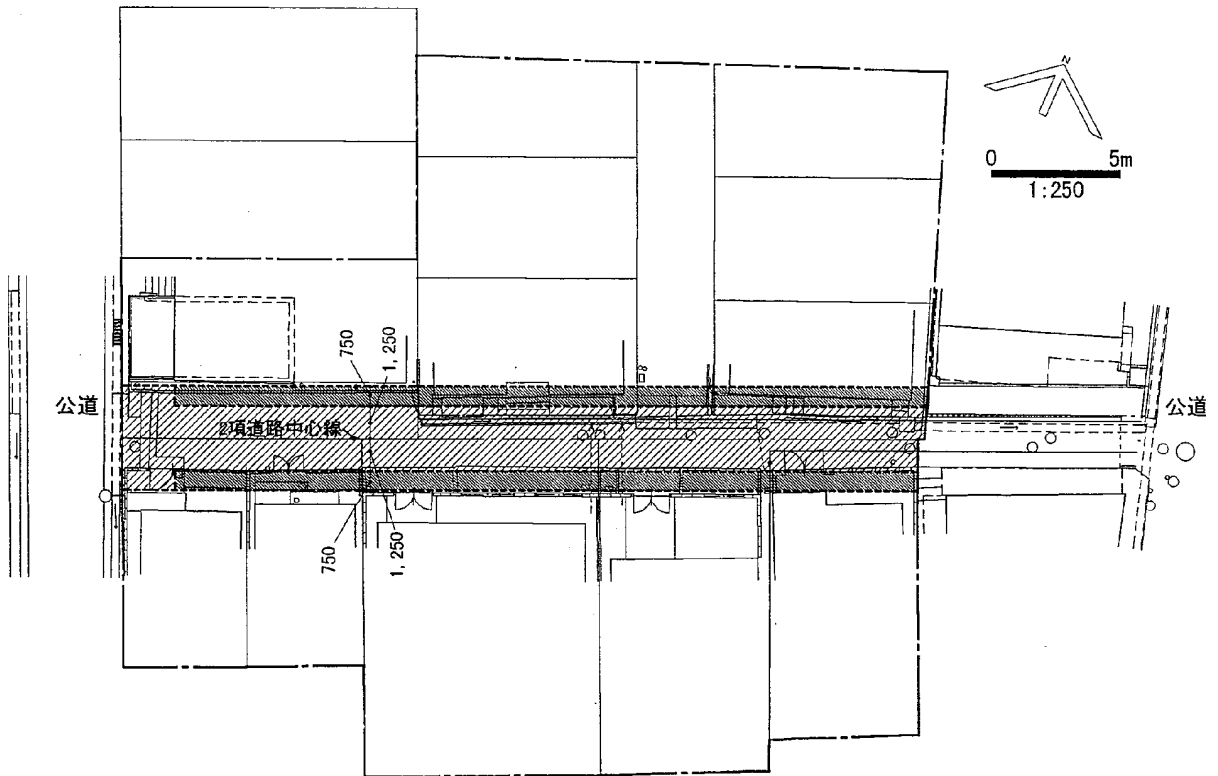
※詳細については計画図のとおり

計画図

位置図



整備計画図



凡例

	計画区域界
	路地区分の細区分の境界線
	うるおい空間
	路面